

新見市選管告示第10号

不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所
の決定について

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定による不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所を次のとおり定める。

令和8年1月27日

新見市選挙管理委員会
委員長 中山博文



- 1 不在者投票のための投票用紙等の交付及び不在者投票を行う場所
住 所 新見市新見310番地3
場 所 新見市選挙管理委員会事務局